

三条市立図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、三条市立図書館条例第1条に規定する事業を有効かつ適切に行うため、三条市立図書館における資料の収集に関する必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 図書館法の理念に基づき、子どもから高齢者まで幅広い年代層にわたる利用者からの要望に対応できるよう多様な資料を収集する。
- (2) 利用者の要望を把握し、利用者に則した収集をする。
- (3) 図書館本館、分館及び自動車文庫とのネットワークを考慮し、図書館全体として体系的な資料収集を行う。

3 収集資料の種類

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童図書・外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌）
- (3) 地域資料
- (4) 特別コレクション
- (5) 視聴覚資料
- (6) ハンディキャップサービス資料
- (7) その他

4 収集の基本的態度

- (1) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にかかわらず多様な資料を収集する。
- (3) 図書館職員等の個人的な関心や好みによる収集はしない。
- (4) 個人及び各種団体からの圧力や干渉に左右されずこの方針により資料を収集する。

5 寄贈資料等の収集

寄贈資料は、この方針に基づき、所蔵の有無や資料の状態、今後の利用予測などを考慮して受入を決定する。

6 資料選択の方法

資料の選択はこの方針に基づき、図書館職員で構成する選書会議で選択し、図書館長が決定する。

7 収集資料の範囲と選択基準

各分野の基本的な資料を選定するが、出版情報を参考に新刊図書の継続的な収集に努める。また、リクエストの多い資料については適切な複本数を購入する。

- (1) 図書

ア 一般図書

「日本十進分類法」の主題配列に従い次のとおり定める。

(ア) 総記 000

- a 情報科学・コンピュータに関するものは、技術書・実用書を収集し、常に最新の情報を提供できるようにする。
- b 図書館・読書については、図書館運営にも活用できるものを収集する。
- c 評価の高い叢書・全集はできる限り収集する。

(イ) 哲学 100

- a 哲学・心理学・宗教については、古典から現代までを幅広く収集する。
- b 人生論・姓名判断については、信頼性の高いものを収集する。
- c 宗教関係書は、特定の宗教・宗派に偏らず幅広く収集する。

(ウ) 歴史 200

- a 各国・各時代にわたり、特定の歴史観や学説に偏らないよう、幅広く収集する。
- b 伝記は、歴史上の人物のみならず、現代人も対象として客観的な立場で書かれたものを収集する。
- c 地図・旅行案内書は、見やすく新しいものを収集する。

(エ) 社会科学 300

- a 時事性・話題性に留意し、多様な観点に立つ資料を収集する。
- b 法律については、制定・改廃に留意し収集する。
- c 日常生活及びビジネスに役立つ資料を収集する。

(オ) 自然科学 400

- a 自然科学の各分野は、入門書・解説書を中心に収集する。
- b 各分野の事典・図鑑類は幅広く収集する。
- c 医療・健康・栄養学などについては、最新の情報を提供できるように考慮し、実用書も幅広く収集する。

(カ) 技術 500

- a 各分野ともに、常に最新の情報を提供できるように収集する。
- b 基本的な資料を中心に、ある程度専門的な要望に応えられるように収集する。
- c 時事性・話題性に留意し多様な観点に立つ資料を収集する。
- d 金物(地場産業)については、関連した資料や役立つ資料を幅広く収集する。

(キ) 産業 600

- a 各種産業の最新の動向について把握できる資料を収集する。
- b 農業、特に稲作や果樹栽培に関しては、幅広く収集する。
- c 園芸・ガーデニング、ペットの飼育は、実用に役立つ資料を中心に収集する。
- d 商業は、商店経営など実務に役立つ資料を収集する。

(ク) 芸術 700

- a 鑑賞・評価及び制作・実技に役立つ資料を幅広く収集する。
- b 入門書を中心とし、ある程度上級の人の要望にも応えられるように収集する。
- c マンガは、社会的評価の定まった作品・作家を中心慎重に選択する。

- d 音楽・演劇・映画は、時事性・話題性のあるものを幅広く収集する。
 - e スポーツは、各種目・競技の基本書、ルールブックを中心に収集する。
- (ヶ) 言語 800
- a 各言語に関する入門書・解説書を中心に収集する。
 - b 辞典類は参考図書のほか、貸出のできるものも収集する。
 - c 挨拶・手紙・語学学習については、実用性の高いものを収集する。
- (コ) 文学 900
- a 関心も高く、最も利用の多い分野なので豊富な資料を幅広く収集する。
 - b 日本文学については、あらゆる分野の古典から現代まで幅広く収集する。
 - c 外国の文学については、著名な作品を中心に幅広く収集する。
 - d 全集・個人全集の収集に努める。
 - e 文学賞受賞作品や話題の作品の収集に努める。

イ 参考図書

- (ア) 市民の調査・研究に対応できるよう事典・辞典・年鑑・白書・名鑑・目録・地図などを幅広く収集する。
- (イ) 常に最新の情報・データを提供できるように考慮する。
- (ウ) 電子資料・電子情報などについても収集対象とする。

ウ 児童図書・青少年用図書

幼児から中学生、高校生までそれぞれの発達段階を踏まえ、各分野の資料を次のとおり収集する。

- (ア) 絵本
- a 知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に収集する。
 - b 評価の定まった絵本作家の作品は、できるだけ収集する。
 - c 代表的なブックリストに取り上げられた作品は網羅的に収集する。
 - d 乳幼児向きの絵本も幅広く収集する。
 - e 装丁・造本がしっかりしたものを選定する。
- (イ) 文学
- a 想像力を豊かにし、視野を広げて、読書の世界へと誘える作品を中心に幅広く収集する。
 - b 評価の定まった作家の作品、子どもに支持されている作家の作品はできるだけ収集する。
 - c 昔話は、各国各地方のものを幅広く収集する。
- (ウ) ノンフィクション
- a 子どもにとってわかりやすく、学習に役立つ資料を収集する。
 - b 最新の情報を提供できるように収集する。
 - c 調べ学習・総合学習など学校への支援に対応できる資料を幅広く収集し、必要に応じて副本もそろえる。

d 子どもの見聞を広げるとともに、興味を深め創造や制作などの意欲を深める資料を収集する。

(エ) 紙芝居

a 絵と文が調和していて子どもが楽しめる資料を収集する。

b 想像の世界を広げられる資料を収集する。

(オ) 青少年用図書

a 中学生、高校生世代を対象に、関心の高い資料を収集する。

b 青少年を主たる対象として出版された資料を中心に収集する。

エ 外国語図書

外国語で書かれた資料は、必要に応じて、計画的に収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞

(ア) 主要な全国紙に加え、新潟県内の地方紙、児童を対象としたものを収集する。

(イ) 業界紙・専門紙・外国語の新聞は、選択して収集する。

イ 雑誌

(ア) 市民の日常生活に役立つ各分野のものを幅広く収集する。ただし、マンガ雑誌は収集しない。

(イ) 市民の趣味・娯楽や関心に留意し、また、最新の情報の取得も考慮し選定する。

(ウ) 児童・青少年向雑誌は、主要なものを収集する。

(3) 地域資料（郷土資料・行政資料）

三条の歴史・地理・行政などに関する資料および近隣市町村に関する資料も必要に応じて、収集する。また、資料の保存を考慮し必要なものは複本で収集する。

ア 三条に関する資料は、幅広く収集する。

イ 三条市および市の関連機関が発行する行政資料を収集する。

ウ 新潟県および県内市町村について書かれた資料は、主要なものを収集する。

エ 新潟県および県内市町村が出版した資料は、主要なものを収集する。

(4) 特別コレクション

ア 良寛に関するものを広く収集する。

(5) 視聴覚資料

ア 映像資料

(ア) DVDを主として収集する。

(イ) 劇映画やアニメーションは、映画祭・コンクールの受賞作品や一定程度の評価を得た作品を収集する。

(ウ) 教養・趣味などについては、記録・文化・科学・美術などのジャンルから優れた作品を収集する。

イ 録音資料

- (ア) CDを主として収集する。
(イ) 主要な作曲家・指揮者・演奏家・声楽家のものを中心に収集する。

(6) ハンディキャップサービス資料

視覚や聴覚などに障がいがあり、通常の資料では利用し難い市民のために、それぞれの状況に応じた資料を次のとおり収集する。

- (ア) 点字資料、録音図書、大型活字本、さわる絵本等を収集する。
(イ) 「声の図書館」の音訳テープ作成に関しては、「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」に基づき、ガイドラインを遵守し、朗読奉仕ボランティアに依頼する。
(エ) 大活字本については、高齢者の利用が多いので積極的に収集する。

(7) その他

- (ア) マイクロフィルムは、必要に応じ年次計画により購入する。
(イ) 電子出版物、電子媒体は適宜収集し、新しい情報の提供に努める。
(ウ) 必要に応じて、その他の資料（パンフレット、リーフレット、ポスター等）も収集する。

8 収集から除外する資料

次の資料は原則として収集しないものとする。

- (1) 人権への配慮に欠ける資料
(2) 特殊装備の資料及び形態が複雑な資料
(3) 著しく高額な資料や高度の専門書
(4) 学習参考書及び受験参考書若しくは各種試験問題集、テキスト類
(5) 特定の機関、個人及び団体等の宣伝となる資料
(6) 特定の機関、個人及び団体等を中傷するような資料
(7) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料

9 この方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は図書館長が定める。

附則 この方針は、平成19年9月1日から施行する。